

# 獨協医科大学図書館 AV 室利用細則

(平成 23 年 4 月 1 日制定)

(目的)

第 1 条 AV 室は、複数人による視聴覚資料鑑賞、学術研究集会並びにゼミナール講義などの授業の利用を目的とする。

(資格)

第 2 条 使用責任者は、本学の学生、教職員、大学院生に限る。

(使用時間)

第 3 条 使用期間は次のとおりとする。

- (1) 1 日とし、継続を希望する場合、次の申込者のない限りこれを延長することができる。
- (2) 使用可能時間は開館から閉館 15 分前までとする。

(部屋の申込)

第 4 条 申込は所定の用紙に記入しておこない、申込順位に従って使用を許可する。

2 申込書はカウンターへ提出するものとする。ただし、AV 資料の館外貸出申込については、通常の貸出手続きによるものとする。

(使用上の注意)

第 5 条 使用上の注意は次のとおりとする。

- (1) AV 機器は原則として館内で使用するものとする。
- (2) 使用者の不注意により、AV 資料、AV 機器類を汚損または破損した場合には、直ちにその旨を係員に通知し、弁償しなくてはならない。
- (3) 室内の備品、AV 機器等は使用后必ず現状に復帰しなければならない。
- (4) 室内で食事をしてはならない。
- (5) 発声並びに音量調節に際しては、他の利用者の迷惑にならないよう極力注意を払うこと。
- (6) 室内で喫煙をしてはならない。
- (7) 外出時は鍵をカウンターに預けなければならない。
- (8) 60 分を越える外出は退室扱いとする。
- (9) 使用終了後は施錠し鍵とチェックシートをカウンターに提出する。備品の貸出を受けていた場合はカウンターに返却する。

(使用の停止)

第 6 条 この細則に違背した場合は、以後の使用を禁止することがある。

(細則の改廃)

第 7 条 この細則の改廃は、獨協医科大学図書館委員会の議を経るものとする。

附 則 (平成 22 年 規程第 号)

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。